

○甘楽町木造住宅耐震改修補助金交付要綱

平成30年3月20日

要綱第6号

改正 令和3年3月16日要綱第14号

令和4年12月15日要綱第28号

(目的)

第1条 この要綱は、甘楽町木造住宅耐震診断事業の推進を図り、耐震診断に基づき耐震改修を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、甘楽町補助金等に関する規則(昭和37年甘楽町規則第3号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法(一般財団法人日本建築防災協会発行)」に基づく一般診断法又は精密診断法により木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震改修 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第2条第2項に規定するものをいう。
- (3) 耐震補強設計 耐震診断を行った上で「倒壊しない又は一応倒壊しない」の判定となるように補強する設計をいう。
- (4) 工事監理 その者の責任において、工事を耐震補強設計に基づく設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認することをいう。
- (5) 耐震補強工事 耐震補強設計に基づき行う工事をいう。
- (6) 耐震力不足木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建てで在来軸組構法によって建築された平屋建て又は2階建ての住宅若しくは併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上のもの)で耐震診断の結果、最小の上部構造評点が1.0未満の木造住宅をいう。ただし、この要綱又は甘楽町耐震シェルター等設置補助金交付要綱(平成30年甘楽町要綱第7号)に基づく補助金の交付を受けていない住宅に限る。

(補助対象の耐震改修)

第3条 補助の対象となる耐震改修は、耐震補強設計、工事監理及び耐震補強工事とし、当該耐震改修の耐震補強設計者及び工事監理者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)第5条第1項

第1号に規定する木造耐震診断資格者講習を修了している者

- (2) 群馬県が実施する木造住宅耐震診断技術者養成講習を修了している者
- (3) 一般社団法人群馬県建築士事務所協会から木造住宅耐震診断調査資格者の認定を受けている者
- (4) 一般社団法人群馬県木造住宅産業協会に木造住宅耐震診断士の登録をしている者
- (5) 一般社団法人群馬建築士会が行う「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」の受講を終了し、建築士事務所又は建設会社等に所属している者
- (6) その他町長が前3号に準ずると認める者  
(補助の対象者)

第4条 耐震改修の補助金（以下「補助金」という。）を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 耐震力不足木造住宅を甘楽町内に所有し、当該住宅に居住している者
- (2) 町税を滞納していない者  
(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、耐震補強設計、工事監理及び耐震補強工事に要する経費とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する経費については、補助金の対象としない。

- (1) リフォームに要する経費
- (2) 他の補助制度による補助金の交付の対象となる用具に係る経費  
(補助金交付額)

第6条 補助金額は、前条に規定する費用の5分の4以内の額で、100万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 耐震診断結果報告書
- (3) 耐震改修工事の設計図書
- (4) 耐震改修工事の設計図書に基づく耐震診断結果の写し
- (5) 耐震改修に要する費用の見積書等の写し
- (6) 建築確認申請が必要な耐震改修工事にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の写し
- (7) 納税証明書（国税及び地方税について未納がないことの証明書）

(8) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定通知)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類及び現地調査等に基づき審査し、補助金の交付決定をしたときは、速やかに木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(申請内容の変更又は取下げ)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)が、耐震改修に係る内容を変更しようとするときは、木造住宅耐震改修補助金交付決定変更申請書(様式第3号)に、変更する耐震改修補助事業内容を確認することができる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による補助金交付決定変更申請に基づき補助金額の変更を認めたときは、木造住宅耐震改修補助金交付決定変更承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 申請者又は補助対象者は、事情により補助金の交付申請を取り下げるときは、速やかに木造住宅耐震改修補助金申請取下届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

4 前項の場合において、前条の規定による交付決定又は第9条第2項の規定による変更承認を受けているときは、当該決定又は承認がなかったものとし、それまでに要した費用は補助対象者が負担するものとする。

(完了の報告)

第10条 補助対象者は、耐震補強工事が完了したときは、速やかに木造住宅耐震改修補助金事業完了報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

(1) 耐震改修内訳書(様式第7号)

(2) 耐震改修に係る契約書の写し(内訳明細書を含む。)

(3) 耐震改修に要した費用の領収書の写し

(4) 耐震補強工事前、工事中及び工事後の状況写真

(5) 検査済証の写し(耐震補強工事により建築確認を要した場合に限る。)

(6) 代理受領に係る委任状(代理受領を耐震改修工事を行った事業者に委任するときに限る。)

(様式第8号)

(7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告書は、耐震改修の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、特別の事情があって町長がやむを得ないと認めたときは、当該年度の3月末日まで延期することができる。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条第1項の規定に基づき完了の報告を受けたときは、当該報告書に係る書類等の内容を確認し補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の額を確定し、木造住宅耐震改修補助金交付確定通知書(様式第9号)により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第12条 町長は、前条の規定による補助金の額の確定後、木造住宅耐震改修補助金請求書(様式第10号)による補助対象者からの請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付決定の取消し等)

第13条 町長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて木造住宅耐震改修補助金返還命令書(様式第11号)により補助対象者に通知し、その返還を命じることができる。

(実施調査)

第14条 町長は、必要と認めるときは、耐震改修工事の内容その他必要な事項について調査し、補助対象者等から必要な報告を受けることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月16日要綱第14号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月15日要綱第28号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。